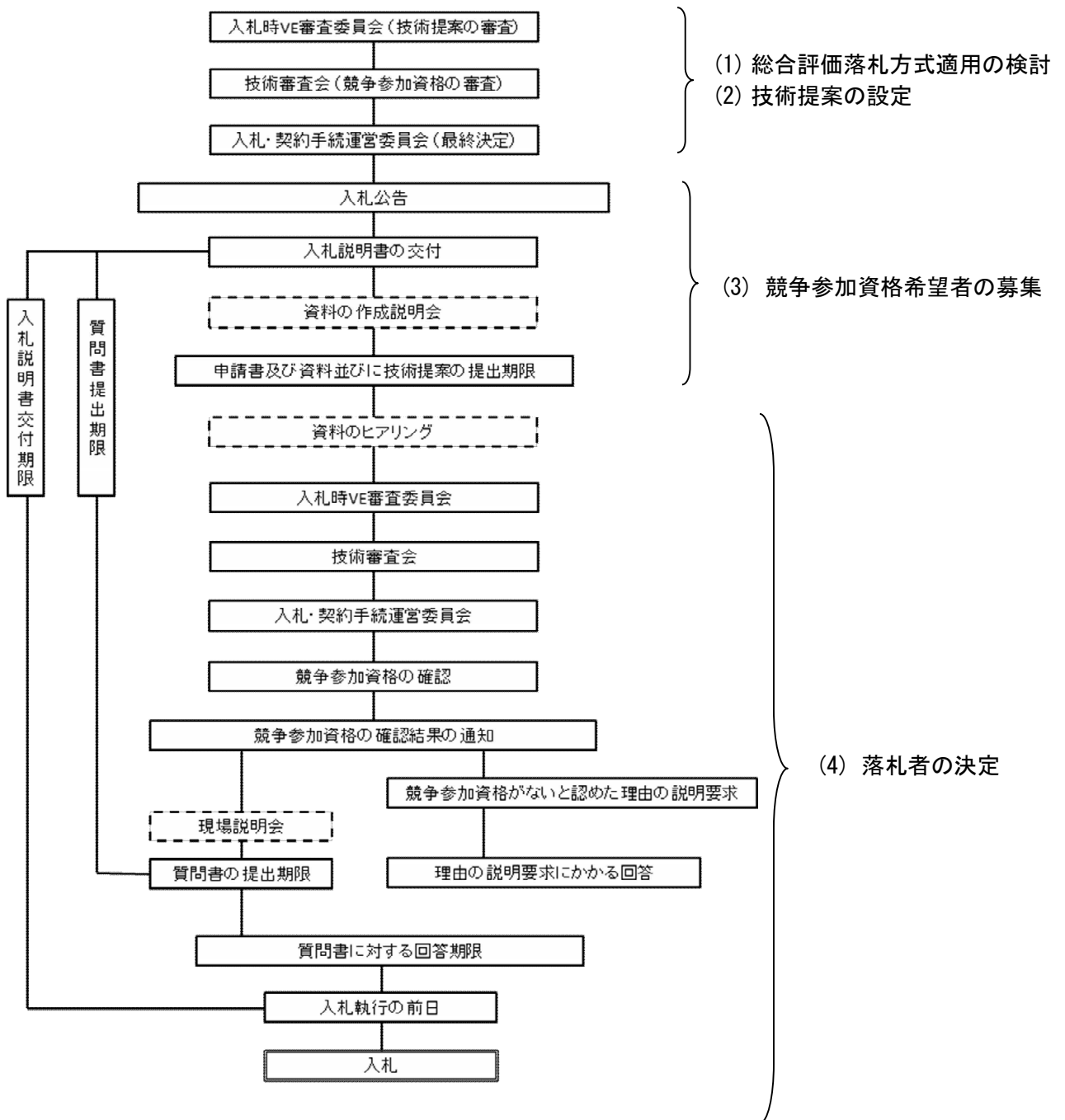


## II 総合評価落札方式の実施手順

### 1. 手続きの流れ

総合評価方式を実施する場合の手順の例を以下に示す。所要日数は、工事の内容に応じ適宜設定する必要がある。なお、政府調達協定対象工事については、手続に所定の日数を確保することが必要となる。

総合評価落札方式を適用する一般競争入札の業務フローの例



## (1) 総合評価落札方式適用の検討

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定）」（以下「基本方針」という。）において、発注者は「発注する工事の内容に照らし、必要がないと認める場合を除き、技術提案を求めるよう努める」とされていることから、特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価落札方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、すべての公共工事において総合評価落札方式を適用することを基本とし、技術的な工夫の余地が十分ある工事において技術提案を求めるのはもとより、技術的な工夫の余地が小さい工事においても施工計画の審査、企業の能力等（当該企業の施工実績、工事实績、表彰等）、技術者の能力等（当該技術者の施工経験、工事成績、表彰等）に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う。

総合評価の類型は、施工能力評価型、技術提案評価型に分類することとし、工事の特性（規模、技術的な工夫の余地）に応じていずれかの類型を選定する。

### ① 施工能力評価型

技術的な工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するもの。Ⅰ型とⅡ型に分類される。

#### i 施工能力評価型Ⅰ型

施工計画を求めて審査するとともに、企業・技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う。

#### ii 施工能力評価型Ⅱ型

企業・技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う。

### ② 技術提案評価型

技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、企業から提案される構造上の工夫、高度な施工技術や施工上の工夫等を評価することにより、工事の品質向上を期待するもの。構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求める場合（A型）と、発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し施工上の特定の課題等に対して施工上の工夫等の技術提案を求める場合（S型）の大きく2つに分類される。また、A型は標準案の有無や技術提案の求める範囲に応じて3つ（AⅠ型、AⅡ型及びAⅢ型）に分類される。

#### a. 技術提案評価型AⅠ型

通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない場合に適用する。

#### b. 技術提案評価型AⅡ型

想定される有力な構造形式や工法が複数存在するため、発注者としてあらかじめ一つの構造・工法に絞り込まず、幅広く技術提案を求め、最適案を選定することが適切な場合に適用する。

#### c. 技術提案評価型AⅢ型

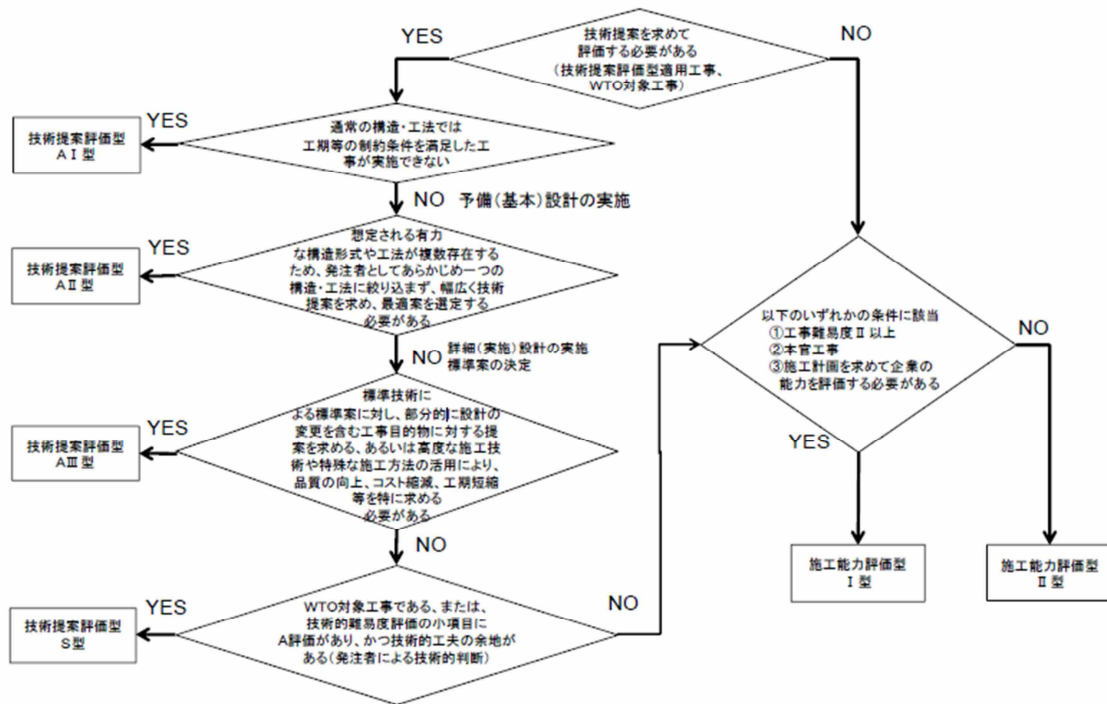
標準技術による標準案に対し、部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案を求める、あるいは高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、社会的便益が相当程度向上することを期待する場合に適用する。

#### d. 技術提案評価型 S 型

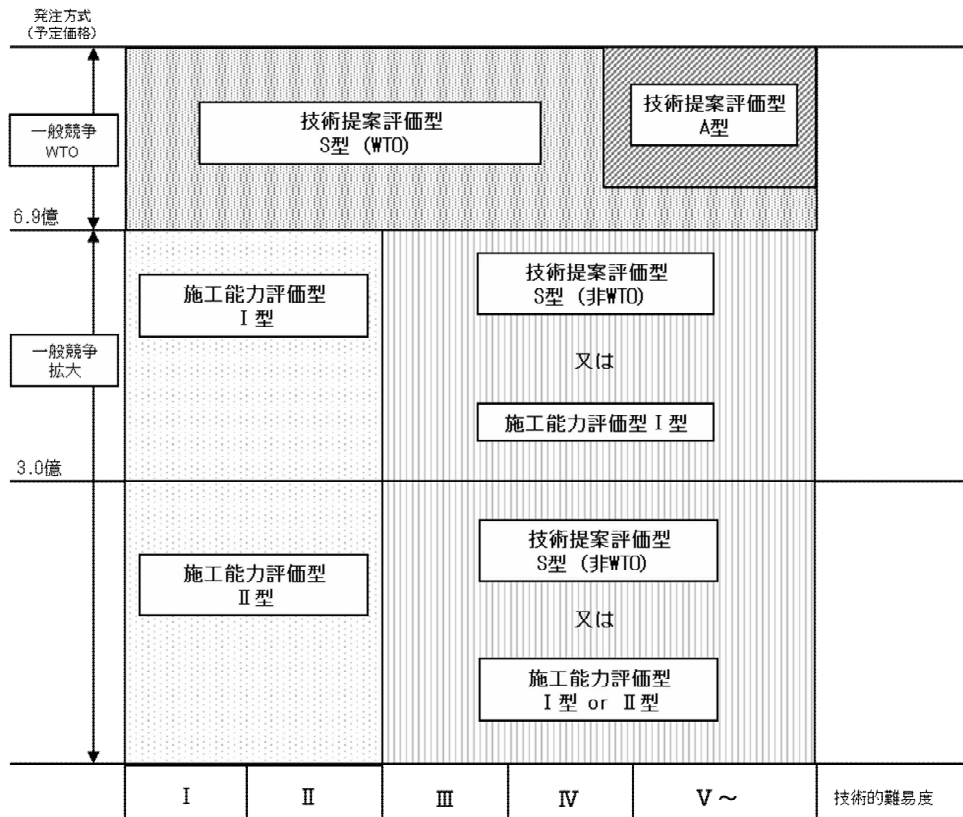
工事目的物自体についての提案は求めずに、施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上を図る場合に適用する。

なお、評価の類型は各工事の特性に応じて選択するものであるが、工事の難易度・規模に応じてある程度の発注目安を作成している例もある。

○総合評価の種類の選定の考え方の例



○難易度・規模別発注目安の作成例



本マニュアルでは、公共建築工事の発注機関における総合評価落札方式の一層の活用促進を目的とし、「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成25年3月）にて新たに示された方式である技術提案評価型と施工能力評価型の総合評価落札方式を対象に解説する。

## (2) 評価方法（施工能力評価型の場合）

### ① 評価項目設定の観点

総合評価落札方式における価格以外の評価項目は、以下の観点に基づき、公共工事の品質確保・向上に対する重要性や評価項目に係るデータ入力の容易さ等を考慮した上で、選定タイプの工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて設定する。その際、品質確保・品質向上の観点を中心に、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保など公共工事に関連する政策の推進の観点も含め適宜設定する。

#### ア. 企業の能力等

発注者が示す仕様に基づき、企業が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。企業の施工実績や工事成績、表彰等を評価する。

#### イ. 技術者の能力等

発注者が示す仕様に基づき、施工に直接携わる配置予定技術者が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。具体的には、配置予定技術者の施工実績や工事成績、表彰、ヒアリング（監理能力、理解度）等を評価する。

#### ウ. 施工計画（施工能力評価型 I 型の場合）

技術的工夫の余地が小さく技術提案を求める必要がない工事においては、「施工計画」を求め、施工上配慮すべき事項の適切性を審査し、適切かつ確実に工事を遂行する能力を審査する。

### ② 評価項目の設定

次表を参考に評価項目を設定する。

また、施工能力評価型 I 型では、発注者が示す仕様に基づき施工する上でどのような点に配慮して工事を施工するか（施工上配慮すべき事項）について、特に重要と考えられる工種に係る施工方法について記述を求める。又は、これに代えて、環境対策等特に配慮すべき事項について記述を求める。

資格要件・評価項目		施工能力評価型		
		I 型	II 型	
企業の 能力等	同種工事の施工実績	○	○	
	工事成績	○	○	
	表彰	○	○	
	関連分野での技術開発の実績	△	△	
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況(ISO等)	△	△	
	技術者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	△	△	
	その他(手持ち工事量等)	△	△	
地域精 通度等	地理的 条件	本支店営業所の所在地	△	△
		企業の近隣地域での施工実績の有無	△	△
		配置予定技術者の近隣地域での施工実績	△	△
	災害協定の有無・協定に基づく活動実績		△	△
	その他(ボランティア活動等)		△	△
技術者 の能力等	資格	△	△	
	同種工事の施工実績	○	○	
	工事成績	○	○	
	表彰	○	○	
	継続教育(CPD)の取組状況	△	△	
	その他	△	△	
	監理能力(ヒアリング)	△	×	
( 施 技 工 術 計 提 画 案 )	施工計画 ※施工上配慮すべき事項の記述の適切性を可、不可で判断する	○	×	
	施工計画の適切性(ヒアリング)	△	×	

(凡例) ○:必須 △:選択 ×:非設定

### ③ 加算点の設定等

価格以外の要素を評価して落札者を決定するための加算点(技術評価点)の上限は、工事の内容等に応じて適切に定める。通常、評価項目を複数設定するが、その場合には、それぞれの評価項目の必要度や重要度に応じて適切に重み付けを行い、各評価項目に評価点を配分する。

施工能力評価型 I 型では、提出された施工計画について現場条件を踏まえて配慮すべき事項の記述の適切性を審査し、原則、記述が適切であれば「可」とし、不適切あるいは未記載であれば「不可」として工事の確実な施工に資するか否かを審査する。「不可」の場合は不合格(競争参加資格を認めないこと)とする。

施工計画の適切性(配置予定技術者の施工計画に対する理解度)を確認する必要がある場合には、配置予定技術者へのヒアリングを実施する。

### ④ 評価基準の作成

上記①～③をまとめて評価基準とする(Ⅲ実施事例参照)。

## (3) 評価方法(技術提案評価型の場合)

### ① 評価項目設定の観点

技術提案評価型における評価項目は、以下の観点に基づき、(2)①と同様に設定する。

- ア. 企業の能力等((2)①アに同じ)
- イ. 技術者の能力等((2)①イに同じ)
- ウ. 技術提案

発注者が示す標準的な仕様に対して企業自らの技術提案により改善し、工事の品質向上を図る能力を評価するものである。競争参加者の技術提案については、総合的なコスト、工事目的物の性能・機能等や環境の維持等を評価の視点とする。

### ② 評価項目の設定

次表を参考に評価項目を設定する。

技術提案評価型 S 型では、競争参加者に施工上の工夫等、以下の項目に係る技術提案の提出を求め、その実現性や安全性等について審査・評価を行う。

- ・総合的なコストの縮減に関する技術提案
- ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- ・環境対策等、特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案

技術提案に係る評価項目については、工事ごとに当該工事の施工条件や環境条件等から施工上の技術的課題を踏まえて設定する。

技術提案の指定テーマは、工事内容に応じて 1～2 テーマを設定することとし、指定テーマに対する技術提案は、テーマごとに最大 5 つ程度を基本とする。

技術提案評価型 A 型においては、総合評価項目として、下記の項目について高度な技術や優れた工夫等を含む技術提案の提出を求め、技術対話(ヒアリング)の実施に先立ち、技術提案の実現性や安全性等について審査を行う。

- 技術提案(定量的及び定性的な評価項目)

- ・総合的なコスト縮減に関する技術提案
  - ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
  - ・環境対策等特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案
- 上記技術提案に係る具体的な施工計画



資格要件・評価項目		技術提案評価型		
		WTO以外	WTO	
企業 の 能力 等	同種工事の施工実績	○	×	
	工事成績	○	×	
	表彰	○	×	
	関連分野での技術開発の実績	△	×	
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況(ISO等)	△	×	
	技術者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	△	×	
	その他(手持ち工事量等)	△	×	
	地域 精 通 度 等	地理的条件	△	×
		本支店営業所の所在地		
		企業の近隣地域での施工実績の有無		
配置予定技術者の近隣地域での施工実績		△	×	
災害協定の有無・協定に基づく活動実績		△	×	
その他(ボランティア活動等)	△	×		
技術 者 の 能 力 等	資格	△	×	
	同種工事の施工実績	○	×	
	工事成績	○	×	
	表彰	○	×	
	継続教育(CPD)の取組状況	△	×	
	その他	△	×	
	監理能力(ヒアリング)	△	×	
技 術 提 案	技術提案	○	○	
	技術提案の理解度(ヒアリング)	△	○	

(凡例) ○:必須 △:選択 ×:非設定

### ③ 評価方式の決定

評価の方法は、数値化できる項目については下記 a. によるものとし、数値化が困難で定性的に表示せざるを得ないものについては下記 b. または c. のうち評価項目の特性に応じた適切な評価方式によるものとする。

透明性確保の観点から入札説明書等には評価項目ごとに入札参加者の提示する技術提案等とその評価点の関係（評価基準）を明らかにすることが必要であり、定性的であっても評価方法を明示することが必要であることに留意する。

#### a. 数値方式

数値化が可能な評価項目の数値により評価点を付与する方式で、標準的には、提示された最高の数値に満点を、最低限の要求要件を満たす評価項目の数値に 0 点を付与する。その他の入札参加者の評価点については、一般的には、それぞれの評価項目の数値に応じ按分した点数を付与する。

#### b. 判定方式

数値化が困難な定性的な評価項目に関して、技術提案等を優／良／可等の数段階で評価、判定する方式である。標準的には、各評価に満点／中間点／0点のように均等間隔に按分した評価点を付与する。なお、4段階以上で評価することもできる。

#### c. 順位方式

数値化が困難な定性的な評価項目に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与する方式である。標準的には、入札参加者の最上位者に満点、最下位者に 0 点を付与し、中間の者には均等間隔に按分した評価点を付与する。

#### ○ 評価点の算定例

入札参加者	ア 数値方式の例			イ 判定方式の例		ウ 順位方式の例		
	提案値	評価点		判定	評価点	順位	評価点	
A 社	21	$20 \times (21 - 10) \div (30 - 10) =$	11.0	優	20	2	$20 \times (3 \div 4) =$	15
B 社	30	$20 \times (30 - 10) \div (30 - 10) =$	20.0	優	20	1	$20 \times (4 \div 4) =$	20
C 社	18	$20 \times (18 - 10) \div (30 - 10) =$	8.0	良	10	3	$20 \times (2 \div 4) =$	10
D 社	14	$20 \times (14 - 10) \div (30 - 10) =$	4.0	可	0	4	$20 \times (1 \div 4) =$	5
E 社	11	$20 \times (11 - 10) \div (30 - 10) =$	1.0	可	0	5	$20 \times (0 \div 4) =$	0

#### ア 数値方式

評価点の満点を 20 点、提案値の最低要件を 10 点、最低要件を満たす提案の評価点を 0 点とした場合の評価点

$$\text{【評価点】} = \text{【評価点の満点】} \times (\text{【提案値】} - \text{【最低要件】}) \div (\text{【最高提案値】} - \text{【最低要件】})$$

#### イ 判定方式

優を 20 点、良を 10 点、可を 0 点とした場合の評価点

#### ウ 順位方式

1 位（満点）を 20 点とした場合の評価点

#### ④ 加算点の設定

価格以外の要素を評価して落札者を決定するための加算点(技術評価点)の上限は、工事の内容等に応じて適切に定める。通常、評価項目を複数設定するが、その場合には、それぞれの評価項目の必要度や重要度に応じて適切に重み付けを行い、各評価項目に評価点を配分する。

技術提案評価型の場合には適用工事の施工上特に重要な課題の解決に係る評価項目を重要視して配分する。

#### ⑤ 評価基準の作成

上記①～③をまとめて評価基準とする(Ⅲ実施事例参照)。

### (4) 競争参加希望者の募集

#### ① 入札公告の作成

入札公告の作成にあたっては、この工事が総合評価落札方式の適用工事であることを明記するとともに、落札者の決定方法について記述する。記載方法については、Ⅳの様式例2を参考にし、実情に応じ適宜修正する。

- a. 工事概要
- b. 競争参加資格
- c. 総合評価に関する事項
  - ・ 総合評価の方式
  - ・ 総合評価の実施手順
  - ・ 落札者の決定方法

#### ② 入札説明書の作成

入札説明書には、入札公告への記載内容に加え、落札者の決定方法に関する次の事項を記載する。なお、記載方法についてはⅣの様式例3を参考にし、実情に応じ適宜修正する。

(施工能力評価型の場合)

- ・ 評価項目と得点配分(企業の技術力、配置予定技術者の技術力、施工体制)

(技術提案評価型の場合)

- ・ 評価項目と得点配分(施工体制、技術提案)
- ・ 技術提案のテーマと評価基準

#### ③ 質問の受付・回答

入札公告と同時に、入札説明書の交付を開始するが、入札説明書等に対する質問書を電子入札システム等により一定の期間を定め受け付け、質問書の提出があった場合においては、回答書を電子入札システム等により一定の期間を定め閲覧に供する。

## (5) 落札者の決定

### ① 技術提案の審査

技術提案の審査は、内部の委員会等において、評価基準に従って実施する。

### ② 技術提案の採否の通知

施工計画や技術提案の審査の結果、有効と判断されたものは採用とし、工事目的物が設計内容と異なる場合や現場条件への適用の困難が予想される場合など、提案を採用することが適当でないと判断されたものは不採用とし、競争参加希望者に電子入札システム等により採否通知を行う。採否通知を受けた者は、不採用の提案については、設計図書に示された標準案による施工を想定して入札を行う。

### ③ 総合評価の方法

技術提案の評価と価格の両者を総合的に評価した評価値を指標として、評価値の大きい順に競争参加者に順位を付ける。

評価値の算出方法には、除算方式、加算方式等がある。(なお、国においては、財務大臣との包括協議で除算方式が認められているが、加算方式等その他の方式による場合には、別途個別協議が必要となる。)

#### a. 除算方式

##### ア. 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

##### イ. 技術評価点の設定の考え方

技術提案のない又は技術提案をしたが採用されず発注者の提示した標準案によるものに対する得点を標準点、技術提案の良否の評価により付加される得点を加算点とするが、標準点と加算点の合計との配点割合は、工事及び評価の目的・内容を勘案して適切に設定するものとする。標準点は100点、加算点の合計の上限は、施工能力評価型で30～50点、技術提案評価型で50～70点程度を基本とし、工事の技術的難易度、評価項目の重要度に応じて設定するのが標準的である。

##### ウ. 特徴

支出に対し最も価値の高いサービスを提供する Value for Moneyの考え方によるもので、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る観点から、評価値は価格あたりの工事品質を表す指標である。

#### b. 加算方式

##### ア. 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

##### イ. 価格評価点の算出方法の例

$$\text{例 1} \quad 100 \times (1 + \alpha - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

$\alpha$  : 例えば平均落札率

$$\text{例 2} \quad 100 \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$$

ウ. 技術評価点の設定の考え方

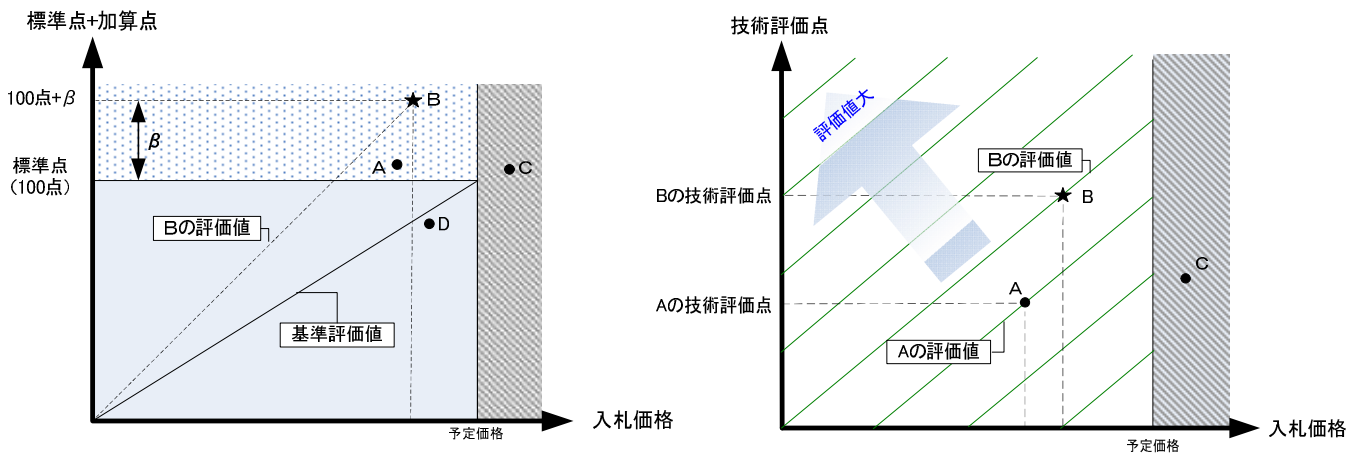
上記イにより価格評価点を算出する場合は、技術評価点の上限を10～30点程度とするのが標準的である。

エ. 特徴

価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力によりこれらのリスクを低減し、工物品質の確保を図る観点から、技術力を加味して評価点を算出する。

④ 落札者の決定

簡易型、標準型のいずれの総合評価落札方式においても、総合評価による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。



は、「要件①(入札工事価格が予定価格の範囲内)」を満足しない領域
  は、「要件(入札工事価格が予定価格の範囲外)」を満足しない領域  
 は、「要件②(「最低限の要求要件」を満たす)」を満足しない領域

× C社は、『要件①』を満たしていない。(予定価格を超過)

**入札価格 > 予定価格**

× D社は、『要件②』を満たしていない。  
(「最低限の要求要件」を満たさない)

× A社は、入札価格では上位だが、評価値がB社を下回る。

× C社は、『要件』を満たしていない。(予定価格を超過)

**入札価格 > 予定価格**

× A社は、入札価格(価格評価点)では上位だが、評価値がB社を下回る。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} \\ &= (100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})) + \text{技術評価点} \end{aligned}$$

○ B社は、2つの要件をクリアし、評価値が最も高いので落札者となる。

a 除算方式の評価イメージ

b 加算方式の評価イメージ

## (6) 施工体制確認型総合評価落札方式の活用

特に適切な施工体制を確保する必要があると認める工事においては、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実施できるかどうかを審査し評価する方式を活用する。

その際、評価項目としては、「品質確保の実効性」及び「施工体制確保の確実性」を設定し、配点は標準的に、入札説明書等に記載された要求要件を実現できる場合に与える点数を100点とする場合、施工体制評価点は各項目15点、合計30点とし、施工能力評価型で40点、技術提案評価型S型で60点、技術提案評価型A型は70点とする。

審査・評価方法は、原則として予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした全ての者にヒアリングを実施し、ヒアリング、工事費内訳書等をもとに審査し、評価する。評価にあたっては、通常、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合に施工体制評価点を満点から減点することにより評価するが、申込みに係る価格によっては施工体制の確保を含め契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、そのような一定の基準を下回る価格で申込みを行った者は、施工体制が確保されると認める場合にその程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価する。

## 2. その他の手続き

### (1) 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式の適用にあたっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要がある。このため、総合評価落札方式の実施方針や複数の工事に共通する評価方法を定めようとするとき等に学識経験者の意見を聴取する。

中立かつ公正な審査・評価を確保するため、国に関して基本方針では、「国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者決定についても意見を聴く」とされている。

#### ① 実施方針の策定時

総合評価落札方式の適用工事を決定するとき。

#### ② 落札者決定基準（評価方法）の策定時

入札の評価に関する基準（評価項目、評価基準及び得点配分）及び落札者の決定方法を決定するとき。

#### ③ 個別工事の実施時

特に、技術提案評価型の総合評価方式の実施にあたっては、個々の現場条件により評価項目、得点配分等が大きく異なることや技術的に高度な提案がなされることが十分に考えられる。この場合、工事特性に応じた適切な評価項目・基準の設定や、技術提案の審査を実施するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

なお、地方公共団体については、地方自治法施行規則第十二条の四の規定により、総合評価方式を行おうとするとき、総合評価方式により落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされている。

この場合、以下に示すような運用面での工夫も考えられる。

- ・ 各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける。
- ・ 既存の審査の場に学識経験者を加える。
- ・ 個別に学識経験者の意見を聴く。
- ・ 公共工事の発注者の立場における実務経験を有している者等も学識経験者に含める。

## **(2) 結果の公表等**

### **① 総合評価の審査結果の公表**

総合評価の審査結果については、評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録し、落札結果とともに契約後なるべく早期に公表する。

### **② 苦情申立の受付・回答**

入札及び契約の過程に関する苦情処理については、各発注者がその苦情を受け付け、適切に説明を行う必要がある。

さらに不服のある場合には、第三者機関の活用等により、中立・公正に処理する仕組みを整備しておく必要がある。

### **③ 入札者への情報提供**

落札できなかった入札者から落札情報の提供依頼があった場合には、当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び技術提案等の得点を提供する。さらに評価の理由を求められた場合には、その理由を説明する。

## **(3) 契約書の作成**

総合評価落札方式で落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案について、全て契約書にその内容を記載することとし、契約上責任の分担とその内容を明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について取り決めておくものとする。



### 3. 契約後の措置

#### (1) 評価内容の担保

施工において技術提案の内容に基づき履行できなかった場合は、再施工を原則とするが、再施工が困難あるいは合理的でない場合は、例えば遵守できなかった評価項目の加算点に相当する契約金額の減額、違約金の請求等を行う。また、工事成績評定についても、遵守できなかった評価項目の加算点に応じた減点を行う。

さらに、引渡後において、技術提案の不履行が確認された場合は、再施工（瑕疵修補）の義務等を課すとともに、工事成績評定の減点を行う。

#### (2) 提案内容の変更

施工条件の変更、災害等、請負者の責に帰さない事由により「品質管理、安全管理及び環境配慮に関わる具体的な施工計画」に影響がある場合には、次の式により変更した提案値に読み替えて適用する。なお、これに拠れない場合は、現場の状況により協議して定める。

$$\text{変更「提案値」} = (\text{条件変更の発注者算定値} / \text{当初計画の発注者算定値}) \\ \times \text{入札に係る「提案値」}$$